

Title	司法省法学校小史(1) : 続続明治法制史料雑纂(四)
Sub Title	History of the ministry of justice Law school during Meiji Era(1)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.6 (1967. 6) ,p.54- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670615-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

司法省法学校小史(1)

続続・明治法制史料雑纂(四)

手塚豊

- 一 はしがき
- 二 明法寮の法学生徒……以上本号
- 三 司法省法学校正則科……以下次号
- 四 東京法学校の創設、閉校並に生徒の処置
- 五 司法省法学校速成科
- 六 むすび

一 はしがき

明治五年七月、司法省内明法寮において、生徒を募り、フランス法修得の準備課程としてフランス語を教授する学校を開いたことに端を発し、司法省において明治二十年まで司法官養成のための特殊教育を行い、正則、速成(変則)の両科を合せ、約四百数十名の卒業生(帝国大学に引きつがれて卒業した者をふくむ)を送り出したいわゆる司法省法学校が、明治前期の法学教育のみならず、わが法曹界

に果たした大きい役割については、夙に知られている。それにもかかわらず、これまでのところ、同校の歴史を体系的にまとめて編纂した業績は、まだでていない。同校の関係文書は、同校閉鎖後、司法省内いづれかの部局課にひきつがれ保管されていたと思われるが、同省は戦災をうけたので、その際、湮滅したものと推察される。とすると、現在、法務省内において関係文書を探索することは、ほとんど不可能とみてよからう。公式の学校史が編まれないのは、そうしたことが原因かも知れない。

司法省法学校についてのまとまった史料として、今日残っているものは、私の知る限りで二つある。大正二年および大正三年の「法曹記事」に連載された「懐旧録・旧司法省法学校沿革略誌及卒業生ノ現況」(以下、懐旧録)と、東京大学図書館蔵「司法省学校係書類」(以下、学校係書類)とがそれである。

懐旧録は、「正則科沿革略誌」(以下、正則科)および「速成科沿革略誌」と呼ぶ(以下、略誌と呼ぶ)。

誌」(以下、速成科)並に兩科の卒業生、在學生を各期に分け、大正初期における現職あるいは経歴、生死の別などを記した図表から成っている。編者は明記されていないが、司法省内で作製されたことは確実であり、一種の公式記録とみてよからう。

この中、二つの「略誌」は、兩科の沿革を簡単な編年史にしたものであるが、「正則科略誌」については、これと非常に類似した文獻が他にもある。それは「文部省第十二年報」(明治十七年分)に掲載されている「東京法学校年報」中の「沿革」である(以下、沿革³⁾)。東京法学校は、後ちに詳述するごとく、明治十七年の末、司法省法学校正則科を承継した文部省直轄学校であり、前掲年報は、明治十八年六月十二日、同校々長代理加太邦憲から文部卿大木喬任宛提出された学事報告である。この種の報告は、過去一カ年の事歴を述べるものであるが、東京法学校は新設校であつたため、その前身である司法省法学校正則科の「沿革」を附記したものと思われる。この「沿革」と、前掲「正則科略誌」とを比較してみると、ほとんど同文であり、わずかの個所で後者に加筆があるにすぎない。しかし、兩者の関係を正確に考証できる資料を見出しえないのは、甚だ残念である(4)。

また、この「沿革」は、前述のごとく明治十七年末創設の東京法学校前史として書かれたものであつたため、その記述は同年十一月までで終つている。「正則科略誌」の記述も同じである。司法省法学校正則科は、東京法学校の創設によつて廃止されたから、その歴史が、その時点において終了したことは間違ひではない。しかし、

正則科の在學生は、東京法学校に引きつがれ——同校は卒業生を出さずに廃止された——さらに東京帝国大学に編入されて卒業していることを考えると、そうした結末に全くふれていない「正則科略誌」の記述は、現在からみても正則科史としては、不十分のそしりを免かれないであらう。

「速成科略誌」の記述も、「正則科略誌」に歩調を合せて十七年末で打ち切られているが、速成科は明治二十年十月六日まで明らかに存続しているから、その略誌は中断の歴史といえる(5)。

このように、懐旧録の内容はかならずしも完全とはいえないが、これによつて例えば関係官員の異動、卒業生、在學生の氏名などは一応明らかになるのであり、そうした記録を取りまとめ、すでに早く大正初期に発表された編者の見識は、これをみとめるに吝であつてはならない。いま、その氏名を明らかにしえないのを遺憾とする。

「学校係書類」は、明治四年の明法寮創立以降、十五年十月までの、法学校正則科関係文書の多数を集録したものであるが、これによつて、例えばこれまで全く不明であつた明法寮在學生徒全員の氏名、その他学校関係諸規則の内容などが明らかにする貴重な記録集である。その一部は、かつて「法政大学八十年史」に引用されたこともあるが、最近、松尾章一氏が「明治政府の法学教育——明法寮と司法省法学校の史料を中心として——」(6)と題する一文を発表され、同書類中の重要なもの若干を原文のまま覆刻された。松尾氏は、法政大学史の資料蒐集中、東京大学図書館の未整理文書の中か

ら、同書類を発掘されたことである。⁽³⁾ この紹介は、司法省法学校史の研究に、飛躍的前進をもたらす業績といえるであろう。しかし、この「学校係書類」にも、正則科に関する明治十五年十一月以降の文書は存在せず、また、速成科に関する文書は全く集録されていない。⁽⁹⁾ その点は、寔に惜しむべき欠陥である。

ところで、最近、司法省法学校に關連する研究が、奇しくもあいついで二編発表された。利谷信義氏の「日本資本主義と法学エリート」——明治期の法学教育と官僚養成——⁽¹⁰⁾ と、磯野誠一氏の「司法省法学校の素描——明治期法学教育の一資料として——」⁽¹¹⁾ がそれである。前者は、明治時代の法学教育の一部として、司法省法学校に論及されたもので、簡明にその歴史的役割が考察されている。後者は、正則科卒業生鶴丈一郎の「講義筆記」を中心に、主として授業内容を紹介されたものであるが、これにより、いままでほとんど知られていなかった正則科授業の一断面が解明されたのである。しかし、利谷、磯野両氏共に、それらの論考では、前に述べた二つの史料については、全くふれておられない。

本稿は、前掲懐旧録並に学校係書類そしてまた学校関係者の回顧談を中心とし、その他若干の史料を織りませ、司法省法学校の足跡と卒業生の動向などを概説せんとするものである。もちろん、資料の整備しない一小史にすぎないが、将来、明治法学校史の一部として本格的な校史が編まれる際、なにほどの手がかりとなるならば、望外の幸である。

(1) 「法学校」という名称が、司法省の職制にあらわれるのは、明治十年一月十二日・司法省達で学校課の職掌を定めた際、「法学校ヲ総提シ及生徒ヲ監督ス」とあるのが、初見である。それまでは、明法寮学校、明法寮法学校(あるいは法律学校)、司法省法学校(あるいは法律学校)という正式な名称はなく、ただ学生が、明法寮生徒、司法省法学生徒、司法省員外出仕(速成科)などと呼ばれていたにすぎない。本稿では、便宜上、全期間を通ずる意味でも、そしてまた、ある時点において学校そのものを呼ぶ場合にも、「司法省法学校」あるいは「法学校」という名称を用いた。

(2) 「懐旧録・旧司法省法学校沿革略誌及卒業生ノ現況」・「法曹記事」第二三卷(大正二年)一一号・一二頁以下、同卷二二号・一〇五頁以下、第二四卷(大正三年)一号・四一頁以下、同卷二九・九九頁以下等。

(3) 「文部省第十二年報」(明治十七年分) 附録・五五九頁以下。

(4) 両者の関連については、いろいろな場合が考えられる。

a 東京法学校において、文部省へ提出するため、正則科の「沿革」を作製、それをみた司法省では、それを若干加筆して「正則科略誌」となし、それを保存した。

b 東京法学校の要請で、司法省が「正則科略誌」を作製、東京法学校はそれを若干簡略にして「学事報告」に引用した。

c 「懐旧録」の編者が、前掲文部省年報の「沿革」を若干加筆し、「正則科略誌」として「法曹記事」にのせた。

私は、aの場合の公算が大きいと考える。

なお、「速成科略誌」は、明治十七年十二月、司法省書記局学務課刊「法学校速成科一覽」の巻頭に掲載されている「沿革略」と同文であり、懐旧録の編者は、これを引用したと思われる。その

記述が十七年十二月で終つてゐるのは、それがためである。あるいは「法学校正則科一覽」という冊子も別に作られ、それに正則科の「沿革」が掲載されており、前掲文部省年報はそれを引用したという推測もできるが、そうした冊子の存否は不明である。前掲速成科一覽は、明治堂三橋猛雄氏蒐集書を借覧した。御厚意を謝す。

(5) 滝谷質「司法沿革考」(1)・法曹会雜誌第一三卷一二号・一二三頁、「司法沿革誌」(昭和十四年)・一〇六頁。

(6) 「政法大学八十年史」(昭和三十六年)・一一四頁以下。

(7) 松尾章一「明治政府の法学教育——明法寮と司法省法学校の史料を中心として——」・法学志林第六四卷(昭和四十二年)三、四合併号・九九頁以下。

(8)(9) 松尾氏の解説によると、「学校係書類」は、「東京帝国大学五十年史」編纂の際、蒐集された資料とのことである(前掲法学教育・法学志林第六四卷三、四号・一〇〇頁——一〇一頁)。原本は主として司法省野紙を使用した百五十四枚の文書と規則書印刷本一部であり、「司法省第七局寄宿生徒係印」という角印が、表紙その他随所に捺されているから、同係が保管していた公文書であることがわかる。第七局寄宿生徒係(明治十三年六月五日——十七年七月十六日)は、いわゆる正則科のみを所管した部署である。同書類に、速成科関係の文書を欠くのは、それがためである。

(10) 利谷信義「日本資本主義と法学エリート」——明治期の法學教育と官僚養成——・思想一九六五年七月・一二二頁以下。

(11) 磯野誠一「司法省法学校の素描——明治期法學教育の一資料として——」・法律時報第三八卷五号・二二頁以下。

二 明法寮の法学生徒

明治四年九月二十七日、次の太政官達を以て、司法省内に明法寮が設置された。⁽¹⁾

司法省へ達

其省中明法寮被置候事 但一等寮之事

それが設置の趣旨は、司法省から太政官へ提出された次の伺に詳しく述べられている。

司法省伺 四年八月二十七日

法律ハ西洋各国ニテモ学科中専門之一大業ニシテ穎敏ノオト雖モ詞訟ノ方法刑名ノ權衡ヲ明ニセサレハ司法ノ任ニ当ル能ハス今般御政体御変革相成候上ハ司法ノ官モ諸方ニ分置セラルヘク法律ノ人才許多無之テハ御用忽チ差シ支エ候間本省ニ於テハ法律育方ノ道即今至急ノ件ニ候依之明法寮ヲ建サセラル法律有志ノ生徒ヲ集メ其成業ヲ集メ追々選舉ヲ以テ諸方ニ分遣スルノ其本ト致度候不然ハ本省ノ事務到底振作ノ目的相立チ不申候間此段御評決奉伺候也

司法省は、同年七月九日、刑部省の後身として設けられたものであるが、設立当初は卿を欠き、司法大輔佐々木高行、同少輔宍戸璣、大判事は欠員、中判事伊丹重賢、青木信寅他数名が、その幹部であった。前掲司法省伺にみられる司法官養成の直接の立案者は、それら同省首脳部であつたにちがいないが、省外にあつてそうした構想を強力に推進した人は、後に述べるとく江藤新平であつた

ようである。将来の司法制度拡充に備え、多量の司法官を育成しようとした企図は、寔に用意周到であつたといわねばならぬ。そしてこの構想の中に、フランス人法律家招聘の計画が当初からふくまれていたかどうかは、直接資料の見出せない現在、難問ではあるが、私はむしろそれを積極的に理解したい。なぜならばフランス人法律家招聘の決定は、明法寮設置に先立つ頃であつたと思われるからである。フランス人法律家すなわちブスケ (Georges Hilaire Bousquet) 招聘の事情について、黒田綱彦は、次のように語つてゐる。⁽³⁾

先生(箕作麟祥を指す——手塚註)が「フランス」刑法を翻訳される時の御話であります、其時分には、今日と違つて、法律専門家と云ふ者が、一人もなかつた時であるから、分らぬことがあつても、それを尋ねようと云ふ人がない。困苦して翻訳をされたが、段々、翻訳を命ぜられる以上は、私は、日本でこれをやることは出来ませぬから洋行させて下さいと言はれたさうです。ところが、政府の方では、今、箕作に洋行されて仕舞つたら、誰あつて、あとの翻訳の出来ようと云ふ人はないから、洋行をさせることは出来ぬ、と云ふことで、それならば、洋行の代りに、西洋から法律家を雇つて来たらよからう、と云ふことになり、「ヂブスケ」に話をして、本国に言つて遣り、其周旋で来たのが、「ブスケ」と云ふ人で、此人は「フランス」で「アボカ」(avocat, 弁護士——手塚註)であつたさうです。

箕作のフランス刑法の翻訳は、「明治三年庚午晩夏」に出版されているから、その翻訳中の出来事ならば、三年の夏以前のことにな

る。当時、ヂェ・ブスケ (A. C. Du Bousquet) は、フランス公使館の一等通訳官であつた。⁽⁵⁾ 黒田談は、法学教育のことは述べていないが、同じ事情を語つた加太邦憲の談話は、そのことにふれてゐる。

箕作麟祥先生が、明治四・五年頃、専ら仏国五法の翻訳に従事して居られました、意味の分らぬ点は、大学南校教頭「フルベッキ」(G. F. Verbeke——手塚註)氏に質して居られましたが、同氏は仏国人でなし、又法律学者でもありませんから、往々同氏にも分り兼ねた所がありますので、先生も困却せられて遂に自ら仏国に行いて五法を研究せんことを、江藤司法卿に乞はれました所、江藤卿は熟考の上答へて「貴公を洋行させては、之に代る人が無く、留守中、司法省の差支となるから、寧ろ仏国より法律家を聘して貴公の質問に答へさせることにしたく思ふ。左すれば又一面に於て種々な取調もさせることが出来、又、生徒を募り之に教授せしむる利益もあるから」と申されました。箕作先生は喜んで之を諾され、遂に仏国より「ブスケ」なる者を雇入れまして、之が本邦に到着しましたのが、明治五年の夏と存じます。^(句読点手塚以下同じ) この談話には、明らかな誤りがある。まず「江藤司法卿云々」とあるが、ブスケは後述のごとく四年末にパリで契約をむすび、江藤の司法卿就任前の五年の始めに来朝している。したがつて、江藤対箕作の対話は、明治四年夏以前のことではなければならない。当時、江藤は司法卿ではないのである。と同時にブスケ「到着」を「明治五年の夏」とするのも間違ひである。

要するに、黒田談および加太談を綜合して考えると、明治三年か

四年かはつきりしないが、ともかく四年夏以前に、箕作のフランス法典翻訳その他の法律顧問、そしてまた法律学の教師としてフランス人法律家招聘の儀が、江藤の發議でまとなり、デュ・ブスケの⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾周旋でフランス本国から雇入れることが決定したと、一応推測してよかるう。

デュ・ブスケが、どんな経路でフランス人法律家をさがしたかは不明であるが、四年の末、ブスケ赴任のことが決まり、フランス駐劄少弁務使鮫島尚信とブスケとの間で、パリにおいて契約が結ばれた。契約書は次の通りである。⁽¹⁾

今般仏国巴里在留少弁務使当時レインホルタンス街廿六番地ニ住スル鮫島氏其政府ニ代リ仏即西国巴里リスリー街十三番地ニ住スル代言人ジエルジュ、ピレール、ブスケト仏国巴里府ニ於テ互ニ取結ベル条約左ノ如シ

日本政府ニテ法律ヲ輯成スルヲ助ケンタメ法律関係ノ諸務ニ助カヲ借ランタメ司法省及学校ニ於テ法学教授ヲ為スタメ仏国ノ法学家入用ニ付ブスケー氏此任ニ充ラン事ヲ欲シ下文ノ条ニテ双方ニテ承諾イタシ候

第一条

右鮫島氏ハ少弁務使ノ職掌ヲ以テブスケー氏ヲ仏即西法律学士トシテ日本政府ヘ雇入レリ

第二条

条約期限ハブスケー氏日本地到着ノ日ヨリシテ日本曆法三ヶ年ト定ム

但シ給料モ右到着ノ日ヨリ之ヲ渡ス可シ

第三条

ブスケー氏給料ハ日本曆一ヶ月毎ニ五百ドルラト定ム 尤同人ノ望ニ任セ金銀貨幣又ハ紙幣ニテ渡スベシ且同氏出立旅費並支度料トシテ仏貨五千フランクラ渡スベシ

第四条

ブスケー氏日本到着ノ上ハ条約年限中同氏ニ東京ニテ日本政府ヨリ明屋一字ヲ早速貸渡スベシ其他食料家具奴僕雇料等一切同氏ノ自費タルベシ

第五条

条約期限三ヶ年日本政府ヨリブスケー氏ニ婦路ノ旅費ヲ与ベシ然レトモ次条事件有ニライテハ此例ニ非ス

第六条

若シブスケー氏懈怠又ハ不行状ニ非ル原因ヲ以テ日本政府三ヶ年期滿タサル前ニ同氏雇入約定ヲ廢セント欲スル事アラハ日本政府ブスケー氏ノ帰国旅費ハ勿論右約定廢棄ノ旨ヲ同氏ニ報告シタル日ヨリ右三ヶ年期滿ニ至ル迄ノ時間ノ給料半ヲ償トシテ同氏ニ渡ス可シ

若シ又ブスケー氏三ヶ年ノ期滿タサル前ニ其職ヲ退カント欲セハ帰国ノ旅費ヲモ償ヲモ得ベカラス

若シ又日本政府ブスケー氏ノ懈怠又ハ不行状ヲ戒ムルト雖モ其詮ナキニ因リ已ム事ヲ得ス暇ヲ遣ハス可キ事アル時ハ其暇ヲ遣ハシタル日ヨリ此約定書ヲ廢ス可シ但シブスケー氏此事ニ付テハ日

本政府ノ公平ナル判断ニ信拠スル所ナリ若シ同氏此事ニ付キ暇トナル時ハ決シテ償等ヲ得ント求ム可カラス

第七条

ブスケー氏条約年限中病ニ罹リ三ヶ月ヲ経テ猶愈サル時ハ日本政府ニ於テ此条約ヲ廢スルヲ得ヘシ然ル時ハ同氏其日ヨリ償ヲ得ル能ハスト雖トモ日本政府ヨリ帰路旅費壹千ドルヲ渡スベシ

第八条

ブスケー氏日本国到着ノ上日本司法卿ヨリ同氏ニ委細其職分ヲ指示シ其勤務ノ方法及ヒ心得ヲ言聞カスベシ同氏ハ右ヲ遵奉シテ日本法律輯成ノ職掌日本政府法律相談人ノ職掌司法省及ヒ学校法律教師ノ職掌等総テ其委任セラレン職務ニ尽力スベシ

第九条

条約年限中ハブスケー氏日本人又欧羅巴人ト商買工作等ノ約定ヲ為スベカラス加之聊カ日本国ノ法教政事等ニ関スベカラス
千八百七十二年第一月十二日巴里斯ニ於テ正シク此証書二通ヲ記ス

鮫一島

ブスケー

千八百七十二年一月十二日は、明治四年十二月三日に当る。私が前に、フランス人法律家招聘決定の時期を、四年夏以前と述べたのは、この契約書の日附から逆算してのことである。そしてまた、この契約書中に「学校ニ於テ法学教授ヲ為スタメ」とあるは、明らかに彼の招聘が、最初から法律学校の教師を一つの任務としていたこ

とを物語っている。とすると、四年八月の明法寮設置の伺いは、その時点において、すでにフランス人法学者をその教師とすることが予定されていたとみていい。わが国の学校教育に、外国人を雇傭して教師とすることは、幕末から明治初期にかけてすでに多くの先例があつたから、格別の企画でもない。法学教育についても、明治三年七月、イギリス人サンドル (John Sandall) を、和歌山藩が招聘しているから、⁽¹³⁾ 明法寮の構想は、その最初の試みとはいえないのである。

かくして、ブスケは明治五年二月十六日、横浜に到着した。⁽¹⁴⁾ 明法寮では、十等出仕松下直美が主として彼の世話に當つたようである。⁽¹⁵⁾

これより先き、明法寮では、四年十一月五日、楠田英世が司法省中判事から転じて明法権頭に就任(頭は空席)、その人的機構の整備もようやくその緒についた。そして、いまや待望のフランス人教師も来朝したこととて、法学校の開設が当然急がねばならない筈であつたが、そうした形跡を物語る資料は残っていない。創設半年を経た当時の司法省は、「官制の改革、局課の廃合等、省内組織に関する事務のため、多くの時日を費し、未だ充分其本務を執るに至らざる」状態であつたといわれるから、明法寮の場合も、到底本格的活動ができない状況にあつたと思われる。

司法省全般の機構が整備され、実際上の機能が活発に動きはじめたのは、五年四月二十五日、江藤新平が司法卿に就任した以後のことであつた。明法寮の法学教育も、江藤のごとき強力な指導者をま

たなくては、なかなか開設の運びに至らなかつたとみていい。五年八月三日に制定され、九月一日から施行された「司法職務定則」⁽¹⁸⁾は、^(省達)司法省整備の根源となつた法規であつた。これにより、明法寮についても、その機構と職掌がはじめて明らかにされた。

明法寮には、頭、権頭を置き、そして大法官、権大法官、中法官、権中法官、少法官、権少法官の職が設けられ「博ク古今各国ノ法ヲ講究シ長官ノ采択ニ備ヘ及ヒ新法ヲ議シ条例ヲ編集シ疑獄ヲ擬定シ生徒ヲ教授ス」るを主たる職務とした^(司法職務定則、則第七八条)⁽¹⁹⁾。さらに「法科生徒ノ諸規則ハ生徒規則書ニ編ム」^(同前第八四、条ノ第六)⁽²⁰⁾とある。当初、司法養成のみを目的とした明法寮の性格は、司法職務定則によつて拡大強化され、司法省の中樞機関となり、法学生徒の養成は、その任務の一部とされたのである。⁽²¹⁾

しかし、この司法職務定則の制定に先き立ち、法学校は開かれ、法学生徒の募集も行われたから、明法寮の法学教育は、定則の施行をまたないで、すでに胎動しはじめていたのである。すなわち、江藤が司法卿に就任した翌五月、司法省では生徒定員一〇〇名の学校を明法寮に設けることを決定、ブスケ以外にさらにフランス人教師二名の雇備を、次のごとく太政官に伺い出たのである。⁽²²⁾

明法寮生徒入学之儀伺⁽²³⁾

昨年中別紙何之通御採用相成当省ハ明法寮被建置追々法律研究之方法相談候就テハ法学有志之諸生ヲ精選シ入学為致置律学成熟之上当省官員ニ登庸相成候様致度左候ハ、各国之体裁ニ相叶候様可相成候生徒定額ハ凡官費生一百員ト治定仕置其人物有之次第入

学為致度候尤キ仏蘭西教師ブスケ御雇入相成候得ドモ一人ニテハ教導方行届申間數候間別紙仏蘭西教師兩名当省へ御雇入相成度此段相伺候也⁽²⁴⁾

壬申五月

司法省

正院 御中

仏蘭西教師

是迄南校御雇入

式百五十元

リペロール

築地在住

同

ガリ

右兩人当省へ雇入度事

「法学生徒一百名新募集費見込」⁽²⁵⁾によると、司法省が計画した法学校の構想は、次の通りである。まず生徒定員は百名、修業年限は十カ年、全期間官費で養成、教師の陣容は、初年から三年までフランス人普通学教師二名、日本人普通学教師三名、四年五年はフランス人普通学教師三名、六年はフランス人法律学教師一名、フランス人普通学教師二名、七年から十年まではフランス人法律学教師三名が授業を担当、さらに常時フランス人法律学教師三人(授業担当者をふくむ)は在校する。係官員四名、小使五名。生徒には十年間に、教科書としてフランス語学書四冊、数学、地理、歴史書九冊、法律書(字典をふくむ)十一冊を支給する。教職員俸給、生徒の衣食費、その備品などをふくむ法学校一年間の経費は、初年から五年まで金二万三千六十四円、六年は金二万四千八百六十四円、七年から十

年まで金二万八千四百六十四円の予算であり、別に教室、寄宿舎の新築費(生徒百二十名収容可能、建坪六百坪)金七千八百円を見込んでいた。当時としては、相当大規模の構想である。

この計画に対し、太政官は経費の点を大幅に縮減、次のごとく指令した。⁽²⁶⁾

司法省

明法寮生徒費用教師給料其他一ヶ年定額当分金八千円ニ被相定候事

壬申七月四日

太政官

新教師二名雇入れの件は、七月五日、「伺之通」と承認された。⁽²⁸⁾

経費が約三分の一に縮減されたので、学校の規模もそれに応じて縮小せざるをえなかつたと思われる。かくして、生徒定員二十名を以て、七月五日ようやく開校の運びに至つた。「司法沿革誌」明治五年七月五日の条に⁽²⁹⁾

明法寮中ニ法学生徒二十名ヲ置キ仏国人アンリ・ド・リベロールヲシテ教授セシム

とあるのが、それである。この記事は、この日から授業がはじめられたようにも理解されるが、そうではなく、学校がこの日に開かれ、その教師がリベロール(Henri de Ribeslles)に決まつたという意味でなければならぬ。なぜならば、後に述べるごとく、法学生徒の任命は八月であり、授業の開始は九月であつたからである。

ところで、リベロールとガリーが、正式に雇傭契約をむすんだのは、八月四日であつた。⁽³⁰⁾リベロール契約書の前文には「司法省中ニ

於テ法律教育ノタメ学校ヲ設ケ仏語ノ必要ナル修行ヲ以テ生徒ヲ整ヘント欲スルニヨリ教師一名ヲ要シ学長ノ選挙リベロール氏ニ帰シ且双方共其ノ条々ヲ取極メタリ」とあり、その任務は「ブスケ氏及名村氏ノ差図並ニ追テ定ムル所ノ学校規則ニ随ヒ生徒ヲ教授スベキコト」^(第一)で、「本務ノ時間ハ一日五時間」「修行時間ノ割合ハ学長ブスケ氏及名村氏ト取極ム」^(第五)とされ、雇傭期間は「一カ年」^(第二)、給料は「一カ月毎ニ二百五十円」^(第三)であつた。⁽³¹⁾ここで注意すべきは、ブスケを「学長」と呼んでいることである。その意味は、校長ということではなく、おそらく主任教師という程度であろう。また、この契約書によつて、リベロールが「学長ノ選挙」すなわちブスケの推薦によつて雇入れられたことが判明する。次にガリーの契約書に定められた任務は「司法省ニ附属スルモノニシテ樺山氏楠田氏名村氏ノ差図ニ随ヒ書記通弁翻訳」に従事することであつたから、とくに明法寮におけるフランス語教師というのではなく、ブスケ、リベロールの通訳の任に当つたものと思われる。

生徒の募集が、何時からどんな方法で行われたかは、残念ながらわからないが、五年五月二十九日附で南校(四年七月、大学南校を改称)から文部省に提出された文書に⁽³²⁾

当今司法省ノ如キ教師ヲ招キ学校ヲ開キ以テ法律科ヲ教ル事ヲ布令セリ、之ヲ以テ当校上等ノ生徒ニシテ殆ント普通科ヲ畢ラントスル者ニ至テハ志ヲ動カン法律有志ノ者ハ当校ヲ去リ彼ノ校ニ入ラントシテ退学ヲ願フ者比々々々有リ

と述べていることからみると、五月末頃には、すでに明法寮ノ学

校開設、生徒募集のことが、司法省外にもなんらかの経路で伝わっていたものと考えられる。

入学試験の様様については、次の加太の談話が残っている。⁽³⁴⁾

七月に入り、司法省に於て入学試験行はれ、試験場に入りますと、大学南校に於て我々の一番信服し居る語学教師仏国人「リブロール」が構いて居て、会話の試験を行い呉れ、誠に好都合でありました。当時、我々は未だ語学が不充分でありました故、司法省が我々の語学教師として、氏を大学南校より譲り受けたのでありました。次に鷲津明法助⁽³⁵⁾〔⁽³⁶⁾宣光〕が、史記半校程を読ませて試みられ、是れで大半及第に決しました。

リベロールの契約が八月四日であることは前に述べた。その彼が七月の入試に立会つたというのは、どう理解すべきか。加太のいう「七月」は「八月」の誤りか、それとも、正式の契約に先きだち、入学試験だけは特別に委嘱されたものか、いま、それを確めえない。

八月十七日、「明法寮生徒」二十名が次のごとく決定した。⁽³⁶⁾

井上正一（山口県廿一歳）、中村健三（長崎県十八歳）、栗塚省吾（足羽県廿歳）、熊野敏三（山口県十七歳）、木下広次⁽³⁷⁾（白川県廿一歳）、水野貞次（白川県十七歳）、岸本辰雄（鳥取県十九歳）、加太邦憲（三重県廿三歳）、野々村保次郎（東京府廿一歳）、横田孝敬（勝太郎）（長崎県十九歳）、関口豊（磐前県廿一歳）、佐藤金三郎（東京府十五歳）、中川元（筑摩県廿歳）、宮城浩蔵（山形県廿一歳）、高島里美（新川県廿一歳）、小倉久（群馬県十九歳）、磯部四郎（新川県廿歳）、近藤孝一（北条県廿一歳）、岡村誠一（大上県十七歳）、浅岡一（福

島県廿歳）。

この中、南校から入学した者は、井上、栗塚、熊野、木下、岸本、加太、宮城、小倉、磯部の九名といわれるから、入学者の約半数を占めたことになる。明法寮の学校開設に伴い、南校の学生に動搖のあつたことは、前に掲げた南校の文書によつても伺われるが（本稿六二頁参照）、さらにその事情を、加太の談話は、次のごとく述べている。

当時、私共は大学南校に在学中でありましたが、恰も此時南校職員中に於て、一つの我々に不利益なる意見が起りました。夫は本校に於て、英独仏三ヶ国の語学を教授して居ましたが、此順で行けば、他日、専門学を始むるに当つても、右の三ヶ国より各料の専門教師を聘することとなる。斯くては、本邦如き貧国にては、迎も国力の堪ふる所でない。依て、今より仏独の語学は之を廃し、本邦と最も関係深き且つ世界に一番通用の広き英語を授業し、他日、単に英国より専門教師を聘せば足る、と云ふのでありました故、仏独生徒は大に不平でありました。此時に當つて、司法省が、仏語の法学校を起すと云ふことになりました故、我々は喜んで之に應ずると云ふことに致しました。南校へ退学願を出しました。然るに、南校に於ては、極力我々を説諭して、司法省行きを引留めようとはしましたが、我々は其説諭を聞かず、遂には校に出席も見合せました故、止むなく退校も聞届けらるるに至りました。其引留めた訳は、前述へました南校の意見を、太政官に建議に及びましたところ、太政官に於ては、甚だ偏見なりとして、

之を却下した趣でありました。斯る所へ、我々高級の者か、数名打揃つて退学しては、如何にも南校が拙劣の意見を有した故、不平の余り、よき学生が去り、他日専門を開く一の妨げともなり、太政官に対して申訳なしと考ひたる故でありました。

そして、「南校ノ仏正則第一級生」凡ソ三十余名ノ処、其内十五名程ハ拳テ転学ヲ願出テ⁽⁴⁰⁾たというから、九名の合格は、同校からの志願者の過半に達したものと見える。

それはともかく、八月以降、授業開始前後の模様についても、加太の談話は詳しく次のように述べている。⁽⁴¹⁾

八月に入りまして、司法省より呼出しが参りました。其文句は「御用有之候条明何日午前十時麻上下着用出頭可有之候事」とありました。然るに、私は上下は持たぬ故、如何せんと友人に相談致しました所、夫は損料借の外なしとの事でありました。……當時、如何なる都合なるか、夏の紋付衣が何方にもなく、大に困却して遂に服は冬の綿入紋付と決し、翌朝、司法省へ……綿入紋付にて汗を流し出頭のことありますから、定めて同輩の一笑に逢ふならんと、覚悟を極めて越きました所、我輩の先着中には、綿の単衣物に上下を付けて行き居るものありまして、同輩は之に向て大笑し居りました故に、私は笑はれずに済みました。而して間もなく大少丞の詰所へ呼入られて、明法寮生徒申付ると云ふ辞令を受取りまして退出しました。尋て九月より仮に本省の一室に於て授業を始められ、十月に至り教場の用意も出来、寄宿舎の建築も終り、之に引移りまして何れも非常に勉強しました。

フランス法専修の学生が、「上下」(かみしも)をつけて辞令をうけたとは、いかにも明治初年の風景といえよう。

九月からの授業開始に際し、明法寮生徒規則九カ条が制定された。⁽⁴²⁾ 前掲司法職務定則の「生徒規則書」(第八四條)である。それによると、生徒は府県管轄官員からの「引請証書」を提出^(第一)、課業時間には「日ノ長短ニヨリテ時々揭示」され^(第二)、休日は天長節、五節、一と六の日、暑中休暇(土用入から三十日間)、七月十三日から十五日まで、十二月二十五日から一月十日まで^(第九)、本人の病氣、親病変以外の欠席をみとめず^(第三)、放課後門限までの散歩は許されるが、外泊をみとめず^(第五條)、そのほか舎内の「飯酒吟唱雜戯」を禁ぜられた^(第八)。なお、同時に定められた「舎中雜則」によると、衣服食費などは官給、それ以外に一カ月の小遣三円二十五銭が支給された。これらの規則に、修業年限が明記されていない点は、注意すべきである。⁽⁴³⁾

授業日程は、「自九月十八日十月十日マテ施行」の分が、一応決められた。⁽⁴⁴⁾

	日	二	三	四	五
表	午	七	八	九	十
	前	史	文	小	読
	午	略	典	説	方
	後	書	記	書	
	地	取	取	取	
	理	取	取	取	
	学	取	取	取	
	数	取	取	取	
	学	取	取	取	
	对	取	取	取	
	話	取	取	取	
	数	取	取	取	
	学	取	取	取	
	定	取	取	取	
	課	取	取	取	
	試	取	取	取	
	問	取	取	取	

手塚註

数字は日数すなわち「二七」は二日、十二日、二十一日、七日、十七日、二十七日である。

備考	一日と六	五日と十日	四日と九日	三日と八日	二日と七日	何日			
						上級授業	下級授業		
上級の「文章、史略、地理、対話」には下級生の出席を許し、下級の「小説、綴字、書取、読誦」には上級生の出席を許した。	休日	文章添削	文章添削	文章添削	文章添削	午前八字—十一字	午後一字—三字		
		史略、作題	史略	文法説義	地理、対話	下級授業	両級試問	備考	
			綴字聞書	小説書取	読誦	文法読方			
			五 日文典 十 日作文 十五 歴史 二十 地理 二十五 日暗記	一週間毎に試問の成績順により出欠名札を更、二カ月毎に試問の成績順で教場席順を更する。					

これにより、九月十八日から授業が開始されたことが判明する。かくして、約一ヵ月間の試業期間が経過したとき、生徒はその学力に応じて二組に分けられ、別々に授業が行われることになった。⁽⁴⁵⁾

上級本課 粟塚、岸本、中川、井上、加太、木下、関口、水野、中村、高島、小倉、野々村、横田

下級本課 熊野、佐藤、磯部、宮城、近藤、岡村、浅岡

十月十二日以降の授業日程は、上掲表の通りである。⁽⁴⁶⁾

右の授業は、専らリベロールが担当したと思われる。彼はフランスの豪農の出身で、とくに専門の学識はなかつたが、生徒に対しては親切な教師であつたといわれている。⁽⁴⁷⁾ また、前掲司法職務定期によると、明法寮の法官は「生徒ヲ教授ス」ることも任務であつたが⁽⁴⁸⁾、実際に授業を行つた形跡はない。⁽⁴⁹⁾

なお、明法寮の法学生徒に対して、フランス法律学の授業が開始されたのは、七年三月以降と理解されていることもあるが、⁽⁴⁸⁾ 実際は、それに先き立ち、五年の秋からブスケの授業——内容はわからないが——は始められていたようである。そのことは、加太の自伝に、⁽⁴⁹⁾

ボハ多年本国ニテ教授タリシ経験アル上、大家ナレバ……到底初学ノ者ニハ了解シ難ク、即ち学士以上ノ大体法律ニ通スル者ニ聴カシムル方法ナレハ、我々最初ハ困却シタリ、之ニ反シテボハ年若ク從テ学問未タ深カラサレハ、講義ノ事項ヲ予メ調査シ、覚書ヲ作りテ講スルコトナレハ、秩序アリテ初学ノ者ニモ解シ易カリキ。若シボ一年有半ノ薰陶ナカリセハ、迎モボノ講義ハ予等ニ了解シ能ハサリシナラン^(句読点、手塚以下同じ)。

と述べていることから推測できる。すなわち、ボアソナード講義開始前「一年有半」は、五年の秋に該当するからである。後ちに述べるごとく明治十二年十一月、司法省の法学校教師として来朝したアッペール (George Appert) は、当時本科生がいなかったので、フランス語専修中の予科生に、法律学の特別講義を行つてゐる。(50) プスケの場合も、正規の授業ではなく、特別講義かも知れない。かくして、明法寮の法学教育はようやく開始された。同寮創立後一年後のことである。

しかし、その発足後わずか数ヵ月にして、危機が訪れた。それは「六年の二月」頃、省内に学校廃止の気運がもたらがったからである。その原因は、将来、法学校出身者によつて昇進の途がふさがれると考へた省内の属官達が「学生の不勉強不成績を鳴らした」(52) ためであつた。一時は、大丞、少丞の会合でも廃止を決定したといわれ(53) したが、生徒一同の上申にもとづき、江藤司法卿自ら教場に臨み、フランス語のテストを見聞した結果、その裁断により存続を決定したのである。その模様は、次の加太の談話に詳しい。(54)

司法卿の曰く、「自分が学校を立てて已に半年になるが、多忙のため、今日迄一回も自ら見廻らざりしは自分の過失なりき。然れども、今廃止と云ふ問題に接しては自ら就て実験せざる可からず」と、而して最も日本語を能くする仏国人「ジュブスケー」(仏国陸軍騎兵大尉太政官歴) を頼み、一日、司法大輔福岡孝悌氏、司法大丞兼明法頭楠田英世氏、司法少丞明法助鷲津宣光(毅堂)氏と右の「ジュブスケー」とを誘ひ教場に臨まれました。而して暫く

授業を傍聴せられ、一と切れとなるや、ジュブスケー氏司法卿に向ひ「閣下、何にか一文章を口授して学生に書取らしめ、而して之を又仏文に訳さしめられては如何ですか」と述べました所、司法卿は「ハイ」と一言答へてポケットより煙草入を出し、紙巻一本を抜き之を喫し始められたり……年にして「さあ、やりましよう」と言はれました。そうすると、「ジュブスケー」氏は学生磯部四郎君を指して「然らばあなた黒板に御書き下さい」と申し、磯部君の出づるや、江藤卿は左の如き意味の文を口授せられました。「曩に司法省に於て法学校を設け、学生をして仏蘭西の法律を研究せしむるは、嘗に仏蘭西の法律学者(仏蘭西法律の学者か手塚註)を養生する為めのみに非ずして、他日、我が法制を為すに当りて、能く日仏兩國の法律を咀嚼し、日本に最も適當なる最も善良なる法律を制定せしむる為めなり。故に学生たる者、能く此意を体して勉勵すべし」と。而して磯部君が右の文を書き終るや、「ジュブスケー」氏は、学生中の最若年なる熊野君を指して、あなた之を仏語に訳して下さいと求めました。熊野君が訳し終るや、教師「リブロール」氏は、二ヶ所程之に訂正を加へました。すると、「ジュブスケー」氏は司法卿に向て、誠によく出来ましたと述べました。此時、年少ではあるが、学才ありて仲々早く進歩したる熊野君が反訳の任に当てられたのは、実に僥倖でありました。……尋て司法卿は、「ジュブスケー」氏の通訳を以て教師と授業上ニ付、五六の問答を為して引取らしました。而して司法省に帰り言はれたと云ふを聞くに、「学生は評判に反して仲々よ

く出来、将来相応に用立つべき見込があるから学校は存続に決す」と告げられた趣であります。江藤卿が自ら教場に臨み、自ら試験を為し、而して大少丞一致の意見をも排して学校を存続せられたるは、実に注意周到にして敬服の外ありません。

この談話は、法学校生徒徒のフランス語の学力の一端をも推測できが、つて、法学生徒の制度を廃止していたならば、明治前期におけるフランス法継受の速度は、かなりおくれたことであろう。そしてまた、西洋式司法制度の運用にも、相当な影響があつたものと思われる。とすると、江藤の決断こそは、明治の法律学並に司法制度の命運を左右した重大事件であつたとみていい。

さて、先きに掲げた十月十二日以降の授業日程は「癸酉二月十五日」までのものであつたが、それ以後七年三月までの状況は、資料がみあたらないのでわからない。ただ、リベロールによつて、この期間中もフランス語の授業がつづけられたものと推測するにすぎない。

明治六年四月十九日、江藤は司法卿を辞任、参議に転じた。この江藤の失脚によつて、司法省の勢力は衰退、明法寮の立場も急速に弱まつた。つづいて同月二十三日、明法権頭楠田英世は司法省三等出仕兼明法頭となつた。頭とはいえ、今度は兼任の地位である。さらに楠田は七月七日、正院三等出仕に転じて法制課長に就任、同月九日、ふたたび司法省三等出仕兼明法頭の兼任を命ぜられた。当時、明法寮では権頭は空席、明法助鶴田皓は外遊中（九月六日帰朝、十二月二十八日明法権頭に任⁽⁵⁷⁾）であつたから、専任の首脳陣は全く空

白となつたわけである。ここにも、江藤退任後の明法寮の地位の低下が如実にあらわれている。しかし、法学教育に関する限りでは、明法寮の衰退も、格別の影響はなかつたようである。

同年十月二十五日、参議大木喬任が司法卿を兼任した。⁽⁵⁸⁾半年の空白期間を経てようやく後任が決まつたのである。ポアソナード⁽⁵⁹⁾ (Poissanot) が来朝したのは、その直後のことであつた。

ポアソナードは、一八七三年六月二十四日(明治六年)、パリで雇傭契約が結ばれ、同年十一月十五日、東京に到着した。⁽⁵⁹⁾ところが、すでに前任者としてブスケが在職していたので、両者の間に不和を生じたのである。ポアソナードがパリで結んだ契約書によると、司法省の法律顧問となり、主として立法に参与するのがその任務であつて、法学教育のことにはふれていない。それは、契約当初、法学教育の担当が予定されていなかったというのではなく、法学教育に関する特別報酬が定まらなかつたからである。そこで、鮫島弁理公使は、渡欧中の司法大丞兼大検事河野敏鎌立会の上、ポアソナードとの間に、司法省で法学教育も行う旨の口頭の約束を結び、委細は東京到着の後に決定する手筈になつていた(詳しくは後掲ガリー書簡参照)。おそらく彼は日本司法省内法学校の校長か主任教師の職に就くことを予想し、それがため、相当の報酬を別に要求したものと推察される。ところが、東京に到着してみると、彼の子期に反し、明法寮にはすでにブスケが在職し、事実上の主任教師であつたので、彼が不満をいだいたというのが、真相のようである。

司法省では、両者の調停を、先きに雇入れ、主として通訳をして

いたガリーに依頼した。ガリーの仲裁で両者の不和は一応解消、十一月二十九日、ボアソナード、ブスケ連名で、法律編成についての見込書(第一号)と、法学教授に関する見込書(第二号)が提出された。前者は本稿とは関係がないのでそれを省き、後者とそれに添えられたガリーの書簡を、次に掲げよう。⁽⁶⁰⁾

奉呈

司法卿閣下

一輪拝呈仕候然者ボアソナード氏ヨリノ書面並同氏及ブスケ氏連名ノ見込書取揃へ脚閣下ニ奉呈仕候閣下ニ於テモ拙子ニ御任被成候両教師取扱一件格別ノ難事ニモ至ラズ無事相運候儀定メシ御満悦ト奉存候拙子ニ於テモ此儀ニ就キ甚心中悦喜仕候何トナレハ右両教師最初双方甚々不和ノ躰ニ候処拙子双方ニ往復シ偏頗無キ様種々説諭イタシ遂ニ両氏互ニ共和スルニ至リ殆ント親友ノ如クニ御座候如斯愚カラ以テ両教師ヨリ為出候見込書ニ付聊カ是ナリト思召候ハム拙子ノ幸不過之候別紙教師ヨリ差出候書面御覽済ノ上ハ猶御注意可有之廉拙子上伸可仕候愈日本政府ノ有益可相成候儀ハ我生国同様ノ心得ニテ鈍才ノ及フ丈ケハ忠勤可仕候恐惶頓首百拜

明治六年十二月三日

千八百七十三年十一月二十九日(第二号)

謹テ拜呈仕候然ハ既ニ仏朗西語ニ熟習シタル日本ノ少年輩ヲシテ法律学ヲ学ヒ始メシメ度趣閣下ニ於テ御用意有之候段正ニ御尤ノ事ニ御座候

ガリー

只今爰ニ設ケ行ハシメントスル法律学校ハ日本ニ於テ後來ノ官員ヲ成長スル場所ニ御座候且方今政府ヨリ令ヲ下シテ新制セシメシ新法律ヲ後日行ヒ施ス可キ者ハ此学校ニ於テ成業セシ彼等ニ在リ候事ニ御座候

又今年ヨリ此学校ヲ盛大ニシ且ソノ教ヲ大ニ開クベキホドニハ方今法律ノ編集未タ進マザルナリ

私共兩名ハ政府ヨリ法律評議ノ為ニ御召寄せニ相成居候事故当年中ハ今般学校ノ教授ノ初ニハ可相勤候間外ニ新教師御召寄せニハ及不申候

若シ又政府ヨリ之カ為メニ新ニ一教師ヲ召ント欲セラルムモノノ人來年五月中旬ニ非ザレハ其職ニ入ル能ハザラン其時ニハ学校紀年教ヘ始メシ月ヲ一甚々進ミ可申候

來秋ニ無之候ハム新ニ教授スル人ヲ増加スルニハ不及候且ソノ時ニ至ラハ新立法モ一部分ハ布告ニモ相成且ツ之ヲ教授致シ候様ニ可相成候

今度新学校ノ初メノ教師ハ閣下ノ御選舉ニテ是迄ノ通り且日本ノ新法改正有之候節能ク之ニ接シテ心得居候事故右ノ者ニテ宜シク候事ト存込候間右敢テ申上候

(手塚註・以上がボアソナード及びブスケ連名の見込書であつて、以下はガリーの添書である)

右ハ「ブスケ」氏儀モ永ク御雇ニモ有之日本法律ノ事情モ委シク存シ居且是迄相勤居候事故「ボアソナード」氏兩人ニテ右ノ教師ニ御命シ有之候テ可然事ト奉存候此儀ハ解シ難キ

ヲ恐レテ「ガリー」氏加文仕候也

此事ニ付鯨島閣下ヨリ「ポアソナード」氏ニ憶ニ御約定有之候事数度ニ御座候テ同氏ヲシテ学業ニ管シタル大事ハ都テ新教課ノ指揮官ト相ナシ候様明ニ命ヲ受ケタリ然シナガラ其条約中ニ記載無之候ハ鯨島閣下ニ於テ今度ノ新職ノ増給金ヲ御決定相成ラザリシ故ニ御座候

河野氏此ノ約定ノ正シキヲ保証可有之ト奉存候六月二十四日「ポアソナード」氏ノ御雇ニ相成候節同人之ヲ承知致シ候ハ畢竟コノ約定モ有ノ故ニ御座候

「ポアソナード」氏一ト度此ノ増役ニ命セラレシ上ハ稽古ノ規則生徒ノ試験方且試験ノ上裁判役及政令職ニ採用相成候テ可然ト存候生徒ヘ相渡候免状ノ事ニ付閣下ニ御相談可申上候

又「ポアソナード」氏ハ十二月ヨリ「バヒー」氏ノ代トシテ多年來仏国ニテ教ヘ来リシニ習ヒ且巴里ニ於テ彼教授致シ候如ク經濟学相始メ候積リニ御座候

此ノ教ニ付テハ別段前以学ヒ置クベキ事ハ無之ソノ目途ハ後日ノ法律学ヲシテ国民一披ノ繁昌ヲ開ク基礎ノ原由ヲ熟知セシムル事ニ御座候此教課ノ本然ノ位地ハ法律学課ノ初年ニ有之候

コノ同時ニ「ブスケ」氏ハ法律学ノ初歩ノ教授ヲ初メ候積リニ御座候且歐羅巴中重立タル法律ノ歴史ヨリ拔出シタル諸例及ソノ用方モ取交セ教授致シ候

「ポアソナード」及「ブスケ」ノ両氏ハ「リープロール」氏ノ出席ニ於テ隔日ニ教授致シ候「リープロール」氏ハ「メイトル」ド、

コンフヘランス」(maître de conference、講師―手塚註)トテ生徒ノ書留ヲ檢察シ生徒自ラ勉強シ且後ニ至リテ教師ヨリ問題アリシトキ之ニ答ルノ用意ヲ為スニ必要ナル事々ヲ説キ明スノ任ニ相成可申候

右ニ申上候儀ニ依テ卿閣下ヨリ正シク御用意有之候教ヲ直ニ開業可致手續キニ相成リ可申候定額金ノ儀ハ只新法律家ヲ今度御雇ヒニ相成リ候ニ付テノ入用ヨリ別段多分ニ相増候事ハ無之候

來年ニ至リ候ハ其時ノ場合ニ随ヒ且日本新立法モ相進ミ候事故学校ノ教モ亦相進ミ可申候

閣下ニ於テ此ノ日算ノ好キ機会ヲ重セラレ御取斗被下候様仕度奉願候恐惶頓首敬白

これらの書簡によつて推察すると、ポアソナードは十二月から經濟学を担当、ブスケは西洋法律史をふくむ法律の初歩を担当、さらに学則、生徒の試験、免状などの件はポアソナードが諮問に答えることで、両者の妥協が成立、司法卿の指示を求めたのである。これに対し「卿公及其他関係の重官」からの「答辞」として、ガリーが兩名に伝えた文書によると「見込書法律学教授ノ儀ニ付テハ數日ノ中御答可有之候」とある。司法当局は、法学校におけるポアソナード、ブスケの役割について、早急の決定を迫られたわけである。

しかし、司法省当局から「數日ノ中」に、兩名に対し、なんらかの指示があつた形跡はない。十二月十七日、この件についてガリーは自己の所信を上申した。これは法学校の構想を述べ、併せてポアソナード、ブスケ兩人の取扱について、忌憚のない意見を開陳した

ものであり、次の通りである。⁽⁶²⁾

法律学校第二号書状ノ儀ニ付申上候見込書

ポアソナード氏増給料相願候儀ニ付左ノ見込ヲ略言仕候

ハ畢竟即今ノ場合ヲ好機會ト存込且法律学校指揮官及経済学教頭ノ職ヲ閣下ヨリ被授候様願出候モ此機會ヲ附込候ニ御座候其上(此教課ノ一部分ハ同氏へ御任セ有之候様鮫島閣下ヨリ明ニ御約定有之旨及河野閣下此約定ノ御保証可被下旨及此事有之候ニ依テ去ル六月廿四日条約承知仕候旨)ヲモ申上置キ閣下速ニ御決定御承知被下候様仕度トノ意ニ御座候

増給ト申文字ハ誰トテモ氣ニ叶候文字ニ御座候間ブスケ氏一同共ニ法律学初歩教授仕度旨ブスケ氏へモ申談候此亦増給可有之候

(此ブスケ氏ノ増給金ハ拙子相) 乍然元来拙子モ承知罷在候通リ此事ハブスケ氏ノ本心ニハ有之間敷候何故ナラバブスケ氏ノ条約書

中ニモ有之第一法律編制ヲ輔佐仕ル為第二凡テ法律上ニ管シタル諸件ニ付テ日本政府ヲ輔佐スル為第三司法省ニ於テ及学校ニ於テ法律ヲ教授スル為ニ御雇相成候主旨ハブスケ氏ニ於テ元ヨリ心得居可申候乍併ポアソナード条約書中ニハ此事無之候間此等ノ儀ニハ差構へ不致事ブスケ氏ニハ聊モ増給不相成候共ポアソナード氏ハ自ら三百円ノ増金有之候事ト断然ト存込居候

然ルニ拙子ノ積リハ左ノ通ニ御座候
鮫島閣下右ノ御約定有之候得共ポアソナード氏日本ニ^{まゝ}當着致シ直ニ相始候旨ハ無之明瞭ナラサル御約束ニ御座候且今度ポアソナ

ード氏学校生徒へ教授致シ度申上候処ノ経済学高課ヲ能ク^り利弊致シ候様生徒進歩致シ候節ニ無之候得ハ決シテ右ノ御約定ヲ實際ニ施候ニハ相成兼候依テ此事ヲ以テポアソナード氏ニ御理解有之可然ト奉存候

又ポアソナード氏学校ノ指揮職ヲ得度ト望居候ナガラ学校ノ指揮ヨリ遂ニハ漸々一般全權ノ指揮ト可相成哉モ難斗候間此旨能御掛念有之度様奉存候

ポアソナード氏ハ固ヨリ此指揮職ニ任スルニ堪タル者ニハ御座候得共閣下ヨリ此官ト此權トヲ御附授有之候トモポアソナード氏ハ日本ノ様子ハ聊モ不在且^{まゝ}仏国ニ於テ可施事ヲ日本へ施シテ適セザル事ヲモ承知不仕候間其ノ目途本省ノ目途ニ全ク相応致ス間敷候

又リペロール氏ノ条約書ニ有之候通リブスケ氏ハ学校ノ指揮官御附授相成候上ハブスケ氏ノ官ヲ御免可有之若シ御免相成候ハム必不⁽⁶³⁾平相起リ可申候間寧ろ相互ニ妬ヲ不生且本省ニ於テモ十全ノ自由ト全キ權トヲ維持相成候為ニ拙子ノ見込ニテハ兩人共指揮官ノ命ヲ受ケズソノ官日本人老人ニ御授ケ有之候テ可然ト奉存候依之拙子ノ積リニハ

第一法律学校ノ指揮官ハ日本人ニ御言付可有之候第二ポアソナード氏及ブスケ氏ハ日本ノ指揮官及其外本省ノ官員二人ト會議相立出席可致候第三法律学教師ハ直ニ横浜ニ於テ御求有之リペロール氏ノ生徒ヲ其ノ新教師ニ御任セ可有之候第四新生徒ヲリペロール氏へ御任可有之候事

右数条ニ申上候見込ニ依リ生スベキ利益ハ第一外人ノ指揮官ヲ不被差置間前頭中上候通り本省ニ於テハ御自由ニ御施令可有之候第二ボアソナード及ブスケ両氏ハ日本指揮官及本省ノ官員二員ト斟酌シテ會議スル職ニ被申付候ヘハ右両氏ノ自愛ノ心モ満足致候又両氏ノ説本省ノ意ト比適不致候節モ本省ニ於テ御都合好キ様御貫旨相成可申候何故ナレバ彼ハ二人ニテ論シ本省ノ方ハ三人ノヲ以テ御論有之候第三新教師御雇相成候テ日々五字間宛教授致候ハ右兩人ニテ毎周二度ツムノ教授ヨリモ生徒ニ於テ利益可有之候第四右兩人教授致候時間リベロール氏ハ二十名ノ生徒ニ預科教授可致候且ソノ生徒ハ翌年法律学教師ニ就テ法律教授ヲ受ケ可申候

若シ只今横浜ニ於テ法律学教師御見当リ無之候ハム仏国ヨリ法律教師到着イタシ候迄ブスケ氏毎周二度ツム法律学校業可致様拙子ヨリ同人エ可申談候且リベロール氏ヲ以テ「メートルドコンフヘランス」ニ任シ生徒ノ書留類ヲ取調ヘ生徒ノ勉強イタシ方等必要ナル事々ヲ説解シ且ブスケ氏ノ問題ニ答候用意ヲ説示シ可申候但リベロール氏は迄ノ通り語学モ教授致シ且二十名ノ新生徒ヲ教授致候為ニ別段語学教師御雇相成候様仕度候事

依之当年内等級割左ノ如シ

第一等 生徒二十名

ブスケ氏法律学ヲ教授致シ新教師御雇相成候迄リベロール氏

引続キ語学教授致候

第二等 生徒二十名 二百円給ノ新教師語学教授致候リベロール

司法省法学校小史(一)

ル氏ノ等ニ入候為ニ預科授業可致候

右ハ新法律教師来着迄ノ事

今度新教師御雇相成候上ハ左ノ如シ

第一等生徒二十名 法律学ノミヲ授業ス可シ

第二等生徒二十名 リベロール氏法律学ニ入ル預科ヲ授業ス可シ

第三等生徒二十名 新語学教師語学歴史等ノミヲ授業ス可シ

依之本省ニ六十名ノ生徒ニ相成候テ皆日本ニ於テ新官吏ノ苗ト

可相成者御座候且今ヨリ二年ノ後ボアソナード氏ハ第一等ノ生徒

ニ経済学ヲ教授可申候

依之官吏ト可相成卒業致シ候迄ノ修業時間ハ四年間ト相成候

今ヨリ二年相過キ候後ハ毎年新官吏大凡二十名程ヲ卒業出来可

仕ヲ以テ裁判官又ハ本省官吏ニ御補任可有之候

此成立ヲ生スル為ニ必要ナル諸入費ヲ閣下ノ御一覽ニ具候為ニ

別帛表ヲ添テ差上候尤表中記シ候ハ特ニ法律学校教師ノ入用ノ大

概ヲ相記シ候

拙子ノ小量ヲ以テ閣下御満足被為在候様真実ヲ表シ候ヲ得ハ幸

甚不過之候誠惶謹言

十二月十七日

奉呈

ガリー

司法卿閣下

楠田明法頭閣下

四ヶ年間八十名ヨリ一百名ニ至ルマデノ中ノ生徒ヲ教育スル為

七一 (七九二)

ノ漸々増シ來リタル入費惣高 三万六千円ナリ
 右ノ四年相過キ候後ハ官ニ就キ可申若官吏二十名ヨリ二十五名
 マデヲ毎年卒業出來可仕候且毎年教師ニ付テノ入費ハ凡ソ一万六
 千八百円ニモ可相成候但教師館等修善入費及教師ニ給与可致キ難
 費出ハ此外ニ御座候依之毎年物入二万円ト御見積リ相成候様仕度
 奉存候

開成学校ノ生徒モ大概同人数ニ有之尤生徒卒業後別段定リタル
 職業ノ科無之候ヘドモ教師ノ入費ハ概ネ同高ト奉存候仏国モ多分
 同様ノ事ニテ只教師ハ多人数ト奉存候

初年 一八七 二年ヨ リ七三 年ニ至			第二年 一八七 三年ヨ リ七四 年ニ至		
師 語学教	初年金 高惣計	生徒人 員惣計	師 語学教	師 語学教	計 金高惣
リベロ			新ニ來 可キ者	リベロ	
円二百五十			二百円	円二百五十	
三千円			二千四 百円	三千円	
名二十名ヨ リ二十五			名二十名ヨ リ二十五	名二十名ヨ リ二十五	
	円三千			円四千	
		名二十			名五十

第四年 一八七 五年ヨ リ七六 年ニ至							第三年 一八七 四年ヨ リ七五 年ニ至			
師 語学教	師 語学教	師 語学教	師 語学教	計 金高惣	生徒人 員惣計	師 語学教	師 語学教	師 語学教	計 金高惣	生徒人 員惣計
新ニ來 ル者	リベロ	リベロ	新ニ來 ル者			新ニ來 ル者	リベロ	リベロ		
二百円	三百円	三百円	二百円			二百円	四百円	四百円		
二千四 百円	三千六 百円	三千六 百円	二千四 百円			二千四 百円	四千八 百円	四千八 百円		
名二十名ヨ リ二十五	名二十名ヨ リ二十五	名二十名ヨ リ二十五	名二十名ヨ リ二十五			名二十名ヨ リ二十五	名二十名ヨ リ二十五	名二十名ヨ リ二十五		
									円八万	
										名七十

この上申書の要旨をまとめて列挙すれば、次の通りである。

一 ボアソナードは、学校の指揮役（校長の意味であろう）および経済学教頭の地位を希望しているが、それを与えてはいけない。

二 ブスケもまた学校の指揮役にしてはいけない。

三 学校の指揮役は、日本人官員とし、校務は、指揮役と本省の官員二名、ボアソナード、ブスケの合計五名で合議する。多数決によれば、日本側が主導権を掌握できる。

四 ボアソナードは三百円の増給を期待している。ブスケはその契約書にはじめから法学教授の件が決められているから、授業に対する増給は、不必要の筈であり、本人もそれを期待してはいないが、特別に二百円支給してはどうか。

五 学校の編成は、修業年限四年、一学年生徒定員二十名（あるいは二十五名）とし、あらたに語学教師、法律学教師各一名（フランス人）を雇入れる。差し当り、ブスケは現在の生徒に法律学を教授し、ボアソナードは、二年後、その生徒が最高学年に達した時、経済学を教授する。

以上がその要旨であるが、ガリーの上申はブスケにあまく、ボアソナードにからい。ガリーは、同年十二月、大木司法卿宛の別の手紙でも、

ボアソナード氏ノ存込ニテハ日本へ御召寄ニ相成候節ノ主意ヨリモ省中ニ於テ尊大ノ要ヲ得度トノ意ニテ是迄ノ取極候証拠ヲ免レ度ト思起シ候事ニ御座候足下ニ於テハ外国人ノ御取扱ニ御習レ不被遊殊ニボアソナード氏ノ執権ヲ望ムノ性質ヘ委シク御熟知無之事故彼ヨリ閣下へ申上候目的ハ御察シ難被遊ト奉存候乍然忝ク

予ヲ毎ニ御信用被下候ニ依テボアソナード氏ノ心組ヲ閣下ニ現ニ申上同氏ヨリ閣下ノ権ヲ犯シテ不可為之事ヲ致サントノ全テヲ端初ヨリ御差止相成候為メ御用意有之候様仕り候得ハ拙子ノ務ト奉存候

と述べているごとく、ボアソナードの態度には反感をいだいてたようである。

また、法学校に関するガリーの構想が、その後の法学校の組織と運営に、格別の影響をあたえたと思われる形跡はないが、司法省法学校には終始一貫して校長の職が置かれず、所管の局課長がその職を實際上果したにすぎず（法学校という名称も明治十年一月以前にはなかつた。本稿五六頁註1・参照）、その点では、学校として寔に漠然とした形態であつたのは、ガリーの忠言で、外国人教師が校長の地位をねらうのを避けるための考慮によるのかも知れない。御雇外国人を責任ある地位に用いず、ただ顧問としてのみ活用することは、明治政府の一貫した態度であつたから、ガリーの忠言がなくては、結果的には同じであつたかも知れないが、彼の忠言が、司法省当局のボアソナードの処遇決定に、一つの支えになつたことは、十分考えられる。

その後、司法省当局とボアソナードおよびブスケとの間に、どんな交渉がつけられたかは明らかでないが、事はなかなか決定せず、したがつて、ボアソナードの十二月開講の申出も結局は実現せざるままになつていたと思われる。

翌七年三月二十四日⁽⁶⁶⁾、司法卿とボアソナード、ブスケとの間に

うやく法学教授に関する契約が調印された。両契約書共に個人別の個所をのぞき同文である。次に掲げるのは、ブスケのそれである。⁽⁶⁷⁾

日本政府ノ司法卿閣下及東京ニ居住シタル巴里府控訴裁判所代
言人ジブスケ氏ト共ニ取結ブ約定左ノ如シ

第一条

司法卿閣下先般日本政府ノ用務ノ為メ法学士トシテ雇入タルジ
ブスケ氏ヲ今般司法省ニ在ル法学生徒ノ教師トシテ依頼ス

第二条

教授ノ時間ハ毎日一時半トス

第三条

教授ノ学科及ヒ生徒修業規則ハ已ニ法学士及教師トシテ雇入レ
タル法学教師補ポアソナードデフランデアラヒ氏ト相談ノ上取極
メ明法寮官吏ヘ申立ツヘキ事

第四条

生徒教授謝金トシテ一月ニ付(金銀)百五十円ヲ給与ス但シ来
ル四月一日ヲ以テ始メトス

第五条

教授職務ノ期限ハ司法省ヨリ生徒ヲ仏國ヘ送クラレルカ又ハ其
学校ヲ廃止スル時ヲ以テ終リトス 然レトモ千八百七十二年一月
公使鮫島氏及ブスケ氏ト取結ヒタル条約期間ヲ過ル事ナシ

第六条

此条約中ニ記載セサル条 ハ巴里府ニ取結ヒタル約条ノ通り守
ル可キ事

東京ニテ

約条本書ニ通認

明治七年三月

司法卿大木喬任花押

ブスケ 署名

ポアソナードの増俸は金二百円⁽⁶⁸⁾で、本俸七〇〇ドルにその分が追加された。ブスケのそれは金百五十円で、ポアソナードよりは低いが、彼の場合は、法学教授の分も本俸五〇〇ドルに含まれていた筈であるから、非常に有利に取扱われたわけである。しかし、両者共にポアソナードの期待あるいはガリーの進言よりは安い。

これより先き、七年二月十二日、楠田は正院三等出仕兼司法省三等出仕を免ぜられ、明法頭専任となつてゐる。また、鶴田皓は前にも述べたごとく六年十二月二十八日、明法助から明法権頭に昇任してゐた。この頃になつてふたたび専任首脳部が揃つた理由は明らかでないが、明法寮の職務は、法学校のことをのぞいては、昔日の勢力を失つていたのである。⁽⁶⁹⁾

かくして、明治七年四月よりいよいよポアソナード、ブスケが担当する法律学専門の授業が開始されることになつた。同時にリベロールは、退職、帰国した。⁽⁷⁰⁾

ここで生徒の異動をみると、五年八月に入学した二十名の内、近藤孝一は六年二月二十二日、野々村保次郎、横田孝敬、佐藤金三郎、高島里美は六年三月二十日、浅岡一は六年五月十四日にそれぞれ退学した。⁽⁷¹⁾ それがため、その欠員補充として、六年七月二十二日、門外の掲示で「十五才以上廿三才迄」「仏学従事法科志願ノ者」「十名程

の募集が行われたのである⁽⁷²⁾。志願者が何名いたかはわからないが、同年九月の試験の結果、十七名の者が一応選抜された⁽⁷³⁾。その者達には、当分の間従来の学塾で更に勉学するか、あるいは明法寮の授業に「聴聞」として通学するか、適當の方法を選ぶよう命ぜられた⁽⁷⁴⁾。

この措置は、翌七年三月、廃止となつたが、それまで通学した井上操、木下哲三郎、内藤直亮、矢代操の四名の熱意がみとめられて、特別に試験が行われ、全員合格となつた。次の通りである⁽⁷⁵⁾。

今三月三十日は迄致通学居候生徒四名鶴田名村両氏立立⁽⁷⁶⁾ニ而私共試験仕候処右之通ニ有之候

法学両教師試験之手続

ホワソナード講義 其講義之事ヲ仏文ニ綴ラセ

フスケ仏文問取書

試験終テ一同評議仕候処右生徒之学力現今ノ処ニ而者従前ノ生徒ヨリ相劣候得共法律ノ講義ヲ了解致シ候事相違無之候

教師リヘロル着目致シ候条々左ニ申上候

右四名之生徒六月以上晴雨寒氣を不厭東京中ニ而も尤遠方ヨリ日々当校へ通ひ其勉強実ニ有志憤発ヨリ出テ仏学講義等ニ陪席聴聞致シ候事ハ人皆知ル所ニシテ実ニ感服仕候此一事ヲ以テ閣下ヨリ御恩賞ヲ賜候而も可然と存候

前文之次第も有之殊ニ現今在學生徒ノ人数モ至テ少ク御座候間先ツ来ル土用休暇迄三四月間試ミノ為生徒被仰付若其時間修行を候候共進歩之功無之候ハ御免被仰付候趣御達被置候様仕度尤其節試験之上仍ホ可申上候也

右之通見込候間御評議之上生徒被仰付候方可然と奉存候
三教師

司法卿閣下

そして四月四日、その四名は「明法寮生徒」に任命された⁽⁷⁶⁾。したがつて、四月四日現在の生徒数は十八名である。

ところが、中村健三、水野貞次は四月十八日、中川元は六月（日不詳）に退学した⁽⁷⁷⁾。これらの生徒は、四月からの授業には出席していなかつたようにも思われる。なぜならば、次に述べるポアソナードの開講の演説を翻訳した井上操が我輩「十五名ノ生徒⁽⁷⁸⁾」と述べているからである。

四月九日、ポアソナードは、はじめて法学校の教壇にたち、性法の大要と、法学校における講義の予定を述べたのである。それによると、ポアソナードは「刑法ト政法ノ大要領」を通じて「性法ヲ説カ⁽⁸⁰⁾」と述べ、さらに経済学を「時節ヲ期シテ⁽⁸¹⁾」講説センことを約束し、商法と親族法とはブスケが担当することを明らかにしている⁽⁸²⁾。

ポアソナードの講義は、後に「性法講義」（ポアソナード講義、井上操筆記・明治十年六月・司法省初版⁽⁸³⁾）として出版された。「刑法撮要」（ポアソナード講義、井上操筆記・明治十年十二月・司法省蔵版）

も、法学校の講義であることは明らかであるが、それが明法寮時代のものか、あるいは司法省へ引継がれた以後のものかははっきりしない。ブスケには「仏国商法講義」（ブスケ講義、黒川誠一郎口訳・明治八年五月序文の司法省蔵版の初版は、和装附録共四冊、明治十四年

六月版の活字一冊本は増補完結本)という著述があるが、これを法学学校の講義とみることに疑問がある⁽⁸⁴⁾。しかし、ブスケが法学校で商法を講じたとすれば、その内容はこの著述と大同小異であつたとみてよい。

そのほか、ポアソナードおよびブスケの講義について、詳しいことは、時間表が残っていないので残念ながらわからない。

明治七年四月、補欠生徒入学の折、従前の「生徒規則」が若干改正された⁽⁸⁵⁾。まず、従来の生徒は、管轄府県官員の「引請証書」のみを提出したが、新規則では、本人並に身元引請人として父兄又は親戚および府県官員から証書を提出することが要求され、とくに本人からの誓約として「卒業ノ上ハ十五ケ年ノ間奉職如何トモ御指令ニ随ヒ可申候事」という一項が追加された。生徒の衣食住一切は官費であつたから、そうした「奉職」義務年限の規定は当然であろう。そのほか、従来の「生徒規則」の内、引請証書の規定⁽⁸⁷⁾ (第二) 以外のものが、あらたに「舍中規則」⁽⁸⁷⁾ 八カ条にまとめられたが、その内容には大きな変化はない。

その後、生徒に関する措置で、若干改正が行われたものがある。すなわち、七年五月、下宿にて病氣療養の際、これまで全く給与がなかつたが、それを改め、食費、小遣、薬代など全て官給としたこと⁽⁸⁸⁾、同年七月、休暇中下宿する生徒にこれまで小遣のみ支給したのを改め、食費も官給としたこと⁽⁸⁹⁾、さらに同年十二月、帽子、洋服、下衣、靴の類をこれまで調製品を与えていたのを改め、一定の代価で現金支給にしたことなどがそれである⁽⁹⁰⁾。

明治八年二月十二日、文部省は「米國博覧會へ可差出全國學事統計表取調」のため、司法省に対して「所轄學校」の現況調査を依頼した。司法省は同月十四日、次のごとき報告を行つている⁽⁹¹⁾。

米國博覧會へ可差出全國學事統計表御取調ニ付當省所轄學校學科並教師生徒共人員之現數廻付候ハ、御掛合之趣致承知候則別紙之通候間右ニ而御承知有之度候也

明治八年二月十四日

司法大少丞

文部省 報告課長 御中
別紙

明法寮學校

但專門法朗西法律學

生徒拾五人

外國教師貳人 但仏國人

明治八年二月

明法寮

ここに「明法寮學校」とあるが、公文書では、これ以外に、その名称が使用されているものはみあたらない。この文書の名称は、便宜上、一時的に使用したものであつて、「明法寮法學校」の名は、公式の称呼ではなかつたと、私は考えたい。

明治八年五月四日、それまで衰退の途を辿つていた明法寮は、遂に廃止された⁽⁹²⁾。と同時に、明法寮生徒の制度もその幕を閉じ、生徒は教師と共に司法省本省に引きつがれたのである。五年九月の授業開始から数えて、約二年八ヵ月の歩みであつた。

(1) 「法規分類大全」第一編官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)、七七頁。「司法省へ達」が、司法省宛の「御沙汰」となつてゐる文

献もある(例えば「憲法類編」第四・四五丁裏)。

(2) 「司法省創設当時ノ職員」・法曹記事第二五卷六号(大正四年)・一七頁以下。

(3) 大槻文彦「箕作麟祥君伝」(明治四十年)・一一一頁。

(4) 拙稿「仏蘭西法典の移入」・歴史と生活第六卷(昭和十八年)五号・三六頁。

(5) 拙稿「明治法制史上におけるデュ・ブスケとブスケ」・明治文化第一五卷(昭和十七年)・一二号・三頁。なお、デュ・ブスケについては、拙稿「ブスケとデュ・ブスケ文献補遺」・明治文化第一六卷(昭和十八年)・七号・二三頁以下、梅溪昇「明治前期政治史の研究」(昭和三十八年)・一〇七頁以下、同「御雇外国人——明治日本の脇役たち——」(昭和四十年)・九一頁以下等参照。

(6) 加太邦憲「司法省法学校設立最初半ケ年の状況」・法曹記事第二二六卷(大正五年)・七号・八五頁。この話は、加太の別の回顧談にもあるが(「加太邦憲自歴譜」・昭和六年・八七頁——八八頁。「法典翻訳と外国教師」・加太邦憲談)。「明治大正百年記念号」・日本及日本人臨時増刊大正六年九月・四四頁——四五頁、かなり簡略化されている。

(7) 加太は別の談話では「此のジュブスケは、明治四年に司法省に^(ママ)来た」(前掲外国教師・前掲半百年記念号・四五頁)と述べているが、これも誤りである。

(8) 時期が明らかでないので、江藤がいかなる職に在任中の出来事かは、正確にはわからない。彼は、中弁(二年十一月八日任)、太政官出仕制度局兼勤(四年七月十四日任)、文部大輔(四年七月十八日任)、左院副議長(四年八月十日任)を経て司法卿に就任している(江藤の官歴は、すべて「江藤南白」上巻年譜・二七頁以下に

よる)。おそらく中弁時代の出来事と想像される。箕作のフランス民法翻訳に対し、江藤は有力な後援者であったから(拙稿・前掲法典の移入・歴史と生活第六卷五号三五頁参照)、彼がその翻訳の便を計るため、フランス法律家招聘を提議したとしても、決して不自然ではない。しかし、ブスケ招聘については、別の説もある。すなわち、今村和郎氏が「左院議長今ノ通信大臣後藤藤伯法律の顧問ヲ左院ニ置ント欲シテ法学士ヲ西国ニ徴ス即チ「ブスケ」是ナリ我国西人ヲ以テ法律ノ顧問トスルハ蓋此ヲ始トス」(「解難」・明治二十三年・三頁——四頁)と述べているのが、それである。一異説として掲げておく。

(9) 楠田英世談によると「此のブスケは明治四年頃、岩倉公等が欧米へ視察として出掛けられた、其巡回先へ依頼してやつて、雇入れたのである」(「司法省創設と法律編纂」・楠田英世談)・前掲半百年記念号・四一頁)と述べており、本文に掲げた黒田のデュ・ブスケ周旋説とくいちがうがつている。しかし、これは楠田の明らかな記憶ちがいがいと思われる。なぜならば、明治四年十一月十日、東京を出立、アメリカへ向つた岩倉一行が(久米邦武「米欧回覧実記」・明治十一年・例言一頁)、同年十二月はじめパリで契約したブスケの雇入れに、関係するわけではないからである。

(10) デュ・ブスケは、富岡製糸工場の技術家も、明治三年の春、当局の依頼によつて、周旋しているから(「渋沢栄一伝記資料」第二卷・四九二頁、五〇九頁)、フランス人法律家雇入れの件をたのまれることは、十分考えられる。

(11) 戦前、当時東京地方裁判所判事であった堀内節氏(中央大学講師)は、司法省内各局課に散在して保存されていた明治初期司法省御雇外人関係の文書を丹念に写し取られ、現在、それを所蔵されて

いる。原文書のほとんどすべてが、戦災によつて失われた今日、堀内氏の持つておられるこの老大な写本は、寔に貴重な資料である。同氏の御好意により、本稿では、その中からいくつかの文書を利用していただいた。以下、「堀内メモ」と仮称して引用する。ブスケの契約書もその一つである。

なお、堀内氏は、この文書類をほとんど公表されていないが、向井健「民法口授」小考に、その全文が引用されている司法省御雇外人ガストン・ガリーの契約書は、この「堀内メモ」の一つである(慶応義塾創立百年記念論文集 第一部・五〇八頁以下)。向井君はその出典を明記しておられないので、ここに記しておく。私は、堀内氏がこの文書を早く整理され、広く学界に公表されることを期待して止まない。

(12) 梅溪・前掲お雇外国人・三七頁以下参照。

(13) 堀内信「晦結溢言」(明治四十年巻二・一七〇頁。なお、「和歌山県史前記」和歌山県史料第一冊によると、サンドルは三年七月、神戸において雇傭され、同年八月二十二日から四年二月十日まで在職し、法律並ニ英語、日耳曼語ノ教師ト為テ「日曜祭日を除き「毎日六時」間勤務した(条約書第一条第四条第八条)が、どんな学生に法律学の何を教えたかは明らかでない。この「前記」は、和歌山の郷土史家阪上義和氏の御教示による。その御厚意を謝す。

(14) ブスケは最初築地に住居を構えたが、五年二月二十六日の火事でフランスから持参の書物類一切を失う災害にあい、同年三月二十四日、司法省構内の新官舎へ移った。八年三月二十三日、契約を一年延長、同年十月十二日、駿河台袋町へ転居、九年三月七日、契約の満期に先立ちとくに許されて離京、帰国した(「堀内メモ」による)。なお、ブスケについては拙稿・前掲デュ・ブスケとブスケ・

明治文化・第一五卷一・二頁三頁以下、野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」・日仏法学(一九六一年)第一号・四三頁以下等参照。とくに、野田教授は、ブスケの著作 *Le Japon de nos jours*, 1877 一冊の内容の主要部分を解説されているが、この紹介によつて、そうした著書が存在がはじめて明らかになったところでは、博士もお、私がフランス文学の後藤末雄博士から聞いたところでは、博士もその著書を所蔵しておられたが、戦災によつて失われたとのことである。

(15) 松下は慶応三年七月、黒田藩からの留学生としてアメリカを廻つてスイスに留学、明治二年五月、帰朝、一時は藩校修猷館で英仏語を教授したこともあつたが、四年三月、海軍省十二等出仕をふりだしに官途につき、四年十一月、司法省九等出仕として明法寮に勤務、ブスケ来朝時は、病氣にて入院療養中であつたが(病氣のため一等降官)、四月に退院後は専らブスケの通訳をしたといわれる。

その後、明法寮存続中、彼は九等出仕、明法権大属を経て明法大属まで昇進した。松下の経歴については、大熊浅次郎「幕末福岡藩洋行の先駆松下直美概蹟」(筑紫史談第四四集・二三頁以下、第四五集・二二頁以下、第四六集・二六頁、第四七集・三三頁以下)に詳しい。以上の記述もそれによる。なお、この大熊氏の研究を土台にして書かれたものに向井健「埋れた恩人松下直美のことども」(綜合法学第六巻二号・八一頁以下)がある。

(16) 楠田の官歴はすべて「元老院勅委任官履歴書」・五四枚表以下による。

(17) 前掲江藤南白・上巻・六四二頁。

(18) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・一三四頁以下。

(19) 前掲書・一三〇頁。しかし、「法官」の職は、司法職務定則の施行に先きだつて設けられており(明治七月四日司法省伺、同年八月三日太政官達、前掲書・七八頁以下)、実際にその任命も行われている。例えば、津田真道が七年八月五日、大法官に任命されたのがそれである(前掲勅奏判任官履歴書・六一枚表)。

(20) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・一三一頁。

(21) 近時、沼正也博士は司法職務定則によつて、明法寮の生徒育成が従たる任務となつたとみる説を疑問とされ「明法寮は、法曹養成機関として出発せしめられたのであつたというのがこんにち学界の定説となつている。しかし、当初、それだけの役割を担うものとして……明法寮設置の御沙汰が出され、そのようなものとしてのみ司法省がわがうけとつたのかどうかについては、その間の事情をいさう詳細にこんにち伝えてくれてある資料が見当たらないがゆえになお仮説たるを出るものではないが、少しく疑問があるとせざるをえない。『生徒ヲ教授』することは明法寮設置当初から主目的ではなかつたと考へべく、法官制度の創置は新法草案定立につきこれを促進・強化するためであり、司法職務定則における明法寮の立法調査機関性の明示は創設的なものというより確認的にしてさらにこれを強化するものというべきなではあるまいか」(前掲財産法の原理と家族法の原理・七〇〇頁、七一〇頁)と述べておられる。沼博士の前掲書に収録されている「司法省指令の形成をめぐる明法寮の役割」(前掲書・六六二頁以下)および「明法寮についての再論」(前掲書・六九七頁以下)の二論文は、明法寮に関するもつとも精緻な研究であつて、その分析には傾聴すべきものがあるが、前述の所論もおお直接資料の裏付けを欠く「仮説」である限り、ここでは

一応これまでの「定説」に従つておく。

(22) 「学校係書類」による。松尾・前掲法学校教育・法学志林第六四巻三、四合併号・一〇三頁——一二三頁。

(23) この文書には、「宍戸」「伊丹」の捺印がある。司法大輔宍戸璣(四年十一月四日任、「司法沿革誌」・昭和十四年・五六五頁)、司法少輔伊丹重賢(四年十一月七日任、伊丹の官歴はすべて前掲勅奏判任官履歴書・六七枚裏以下による)である。

(24) 日附を欠くが、伊丹は五月二十二日に司法少輔を免官となつて、司法省を去つているから、彼が関係したとすれば、それ以前の日附と思われる。

(25) 註(22)に同じ。

(26) 松尾氏の覆刻(註22・参照)には、この逐年別数字は省略されて、いる。

(27)(28) 註(22)に同じ。

(29) 前掲司法沿革誌・一七頁。前掲正則科略誌には「七月初メテ生徒二十名ヲ寮内ノ校舎ニ入ランメ明法頭楠田英世ヲシテ校務ヲ督セシム」(法曹記事第三卷一―一三頁)とあるが、生徒を寮に収容したのは、辞令が交付された後ちの筈であるから、「七月」は八月の誤りである。また、楠田を「頭」としているが「権頭」が正しい。

(30)(31) 「堀内メモ」による。名村泰蔵は司法省七等出仕(明治五年九月「官員録」・一七〇枚表)であつたが、幕末、北村元四郎と称していた時、横須賀製鉄所で通訳をしたこともあり、フランス語に堪能であつたから(荒木桜洲「横須賀軍港開発の回顧」法律新聞第二五八三号・大正十五年・一九頁)、外人係りを務めたものと思われる。

(32) 向井・前掲民法口授小考・前掲慶大百年論文集・五〇八頁。樺山資綱は、明治五年九月「官員録」によると司法大丞兼大検事である(一七一枚表)。ガリーの雇傭期間は一年(六年九月二十六日、さらに一年延長した)、給料一カ月百五十円であつた。彼は東京に滞在中、雇入れられたが、その前歴をしてもまた日本語に通じていた理由もわからない。なお、当時の司法省御雇外人に、ガローが居たように述べている文献もあるが(例えば前掲法政大学八十年史・一二頁)、これはガリーの誤りであらう。なぜならばガロー(Grand)は大学南校フランス語教師(明治二年五月—明治五年三月、「東京帝国大学五十年史」上巻・四四八頁以下補遺)であつて、司法省に雇入れられた形跡がないからである。

(33) 前掲東大五十年史・上巻・二四二頁。

(34) 加太・前掲半ヶ年ノ状況・法曹記事第二六卷八号・八六頁。

(35) 鷺津は、明治五年九月「官員録」によると明法寮権大法官(一八七枚表)、明治七年月不詳「官員録」においても同じである(一〇五枚裏)。彼が「明法助」に就任したかどうかは疑問としておく。

(36) 註(22)に同じ。磯部四郎は「江藤司法卿ノ下ニ於テ、始メテ此学校ニ入学ヲ許シタ学生ハ僅カニ貳拾五人ナリ。今日ヨリ之ヲ觀レハ貳拾五人ノ法律家カ出来タ処テ、之ヲ帝国全般ニ如何ニ配置シ、如何ニ事務ヲ採ラシムルヤノ疑問百出ス可シ。然レトモ、当時、江藤卿ハ此学生卒業ノ上、之ヲ顧問判官トシテ、目下ノ控訴院若シクハ大審院ノ如キ重モナル裁判所ヘ一、二名宛ヲ配置シ、以テ法理ノ質問ニ応答セシムレハ、新法ノ運用ニ左ノ困難ヲ感スルコトナカルヘシトノ考ヲ以テ、学生ノ数ヲ之レニ限ラレタリト伝聞致シテ居リマス(句読点)〔民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談〕・法学協会雜誌第三十一卷八号・大正二年・一五〇頁」と述べている。この「貳拾

五人」は二十人の誤り、そしてまた江藤の構想は、経費縮減のため生徒定員が大巾にすくなくなつたので、止むをえず考へた計画であつたと理解すべきであらう。

(37) 木下広次は、寄宿舎の舎長に選ばれた。このことは、明治八年九月十三日の文書に「舎長之儀者舎中之規則ヲ監シ病者欠席之節ハ事実ヲ檢按シ医員ヲ引キ欠席之旨ヲ教師ニ報シ又外出之者不得已門限ニ後レ帰舎ノ節証人之添書ヲ出スヲ請取置等之職務ニ有之壬申年学校御設置相成候節木下広次ハ御申付相成候云々」とあることからわかる。因みに、舎長には一カ月五円の手当が支給された(以上、「学校係書類」による)。なお、註(42)・参照。

(38) 加太・前掲自歴譜・八八頁。

(39) 加太・前掲半ヶ年ノ状況・法曹記事第二六卷八号・八五頁—八六頁。

(40) 加太・前掲自歴譜・八七頁。明治四年九月、大学南校閉鎖の際、変則科を廃止し、すべて正則科のみとし、十月、南校復活以後に及んだから(前掲東大五十年史・一八三頁、二〇〇頁)、五年七月当時は、正則科という名称はなく、仏語の学級は一の部から六の部まで六等級に分かれていた(五年四月南校規則学科課程、前掲書・二二三頁以下)。加太のいう「仏正則第一級生」という意味は、「仏一の部」のことであらう。

(41) 加太・前掲半ヶ年ノ状況・法曹記事第二六卷八号・八六頁—八七頁。

(42) 註(22)に同じ。この規則の第三条に「病氣ニテ欠席スル時ハ生徒取締ニ屈ケ出ベシ」、第四条に「重病ノ者ハ医官診察ノ上生徒取締ヨリ便宜指揮ヲ加フベシ」とあるが、この「生徒取締」は、生徒の世話役すなわち舎長(註(37)・参照)を指すものと思われる。

(43) 本文で述べたごとく、最初の計画では、修業年限が十カ年であったが、経費の縮減から規模を縮小して開校したので、とくに予め修業年限は定めなかつたようである。明治七年七月、これら生徒の修業打ち切り(卒業)の事情からも、そのことは推測できるが、これについては次節で後述したい。

(44) (45) 註(22)に同じ。

(46) 「学校係書類」中の「日課表」「定課試問」「始終時間」などを綜合して、筆者が図表化したものである。

(47) 加太・前掲自歴譜・九二頁。リベロールの關係した著作に「廣加里亞・犯罪論・抄訳 ドウ・リベロール」があり、ベツカリア著風早八十二訳「犯罪と刑罰」(昭和四年)の附録に覆刻されている(二四八頁以下)。これについて、風早氏は「既に明治四年十月二十二日赴任した大学南校の教師ドウ・リベロールが『犯罪と刑罰』の大意を講義したものが、『刑罰論抄訳』として出てゐる。これは前後兩篇より、いづれも、その時講義を聴いた生徒が邦訳しておいた写本である。前篇(司法省調査課附属研究室蔵)は第一章乃至第十九章までの全訳であり、後篇(吉野博士所蔵)は第二十章より最後の章までの抄訳であるが、後篇の如きは文中訳者の説明あり、又所々日本のことに及んでゐるので訳と云ふよりは解説と云ふ方が適當かも知れない。ドウ・リベロールは明治五年四月二十一日解任になつてゐるから、右の講義は明らかに、明治四・五年の事に属する」(前掲書・邦訳への覚書・六頁)とわかれてゐる。吉野博士とあるは、吉野作造氏である。しかし、私は、この本の内容からみて、大学南校の講義ではなく、明法寮の講義を生徒が日本語訳にしたものと推察する。その前編が司法省(現在の法務省)に所蔵されてゐたこと、そしてまた「リベロール」とある「刑罰論序」

に「國の俗を移し風を換るは大概法律の改正に根拠す。而して自國の旧典古法を改正せんと欲せば宜く先進の他邦に鑑み須く嘗て其變換改正の經過如何を觀み、且つ何等の道理ありて其變換改正を誘導するやを察するを要す云々」(前掲書・二四八頁)と、いかにも法律生徒に対するにふさわしい説明をしているのは、私の推測の裏付けになるであらう。講義のテキストがイタリー語のものであつたか、フランス語訳のものであつたかはわからないが、前者であれば、リベロールがそれをフランス語に訳して講義し、さらにそれを生徒が日本語訳したものといえる。なお、拙著「明治初期刑法史の研究」・一三二頁参照。

(48) 前掲司法沿革誌、明治七年三月の條に「仏國人法律博士エミール・ギユスターヴ・ボアソナード、ド、フオンタラビー及ジェオルジュ・ブスケヲ法律専門教師ト爲ス」(二五頁)とある。後ちに本文で述べるごとく、司法省が兩教師と法律學教授の正式契約を結んだのは同月であつたから、その意味では前掲記事は正しい。しかし、その記事は、その時以降、ブスケがはじめて法律學を講じたようにも理解されないこともない。

(49) 加太・前掲自歴譜・一〇二頁。私はかつて、ブスケ講義開始を五年「八月」と述べたことがあるが(拙著「明治初年の民法編纂——江藤新平の編纂事業と其の草案——」司法資料別冊第二一號・昭和十九年・三七頁)、ここで本文の通り訂正したい。

(50) 前掲正則科略誌・法曹記事第三卷一號・一一四頁。
(51) (52) (53) (54) 加太・前掲半ヶ年の状況・法曹記事第二六卷七號・八八頁。この話は、加太の別の回顧談にもあるが(前掲自歴譜・八九頁——九〇頁)、かなり簡略化されている。
(55) 左院履が正しい(拙稿・前掲チュ・ブスケとブスケ・明治文化

第一五卷一・二号・六頁以下)。

(56) 註(33)・参照。

(57) 鶴田の官歴はすべて前掲勅奏判任官履歴書・八六枚表以下による。

(58) 前掲司法沿革誌・二二三頁。

(59) 「堀内メモ」による。

(60) 法務図書館蔵「仏国ポアンナード氏皇国着京以後司法省へ建白並ブスケー氏連名書及ガリー氏派書類」。これは司法省野紙に書かれている写本である。

(61)(62) 前註に同じ。印刷の都合上図表は多少変形した。

(63) 本文で前述したごとく、リベロールの契約書に、ブスケを「学長」と述べていることを指すものと思われる。

(64) 註(60)に同じ。

(65) 梅溪・前掲お雇い外国人・二三四頁。

(66)(67)(68) 「堀内メモ」による。

(69) 詳しくは、沼・前掲財産法の原理と家族法の原理・六七二頁、七二八頁以下参照。

(70) 加太・前掲自歴譜・九二頁。リベロールは、六年九月二十六日、契約を一年延長しているから(「堀内メモ」による)、満期は七年九月二十六日の筈である。期限前退職の措置について詳しいことはわからない。

(71) 註(22)に同じ。

(72) 明治六年七月生徒懸伺、七月二十二日司法省指令(「学校係書類」による)。この文書の生徒懸の下に、「牧野」「佐野」の捺印がある。明法寮の文書に、生徒懸(あるいは生徒掛)の名称がみえる最初は、五年九月、生徒費用の「定則」を定めた文書からであるが

(註(86)・参照)、係員の捺印があるのは、この六年七月の文書が初見である。これまで、明法寮に「生徒掛」が置かれていたことはわかっていたが(沼・前掲財産法の原理と家族法の原理・七四五頁)、その設置時期は不明であった。前述の五年九月文書によつて、おそらく開校当初から「生徒掛」が設けられていたことが推測できる。なお、明治五年九月「官員録」によると、明法中属に牧野成行(一八六枚表)、司法少属に佐野綱方(一八一一枚裏)、司法省十一等出仕に佐野安磨(一七四枚表)が在職し、さらに七月月不詳「官員録」によると、牧野は明法権大属(一〇五枚表)、佐野(綱)は司法権中属、佐野安磨の名はみえず、佐野久敬というのが司法少属に在職している(一〇四枚裏)。牧野は終始明法寮官員であるから、彼が生徒掛の一人であることは確実であろう。「牧野」印は、「法学生徒一百名新募集費見込」(本稿六一頁参照)および「明法寮生徒規則」(本稿六四頁参照)にもあるから、彼は開校当初からその掛にあつたと思われる。佐野の姓の三人の中、佐野綱方は六年七月当時も司法省本省の官員と思われるから(私は残念ながら六年度の「官員録」をみる機会をもたない)、明法寮生徒掛であつたとは考えられない。他の二人の佐野が、六年七月当時、明法寮にいたかどうか、確めえない。

(73) 十七名の氏名は、東京府金田亨、白川県木下哲三郎、長野県井上操、大分県富田耕司、東京府西村孝一郎、東京府緒方脩三郎、敦賀県矢代操、静岡県服部徳、佐賀県小林芳郎、山口県内藤直亮、筑摩県田辺義篤、静岡県伏屋為徳、白川県平井正衛、筑摩県近藤巨摩、長野県鎌原宏、静岡県宮田正高、神奈川県錦貫英治である(「学校係書類」による)。因みに後ちの大阪控訴院検事長小林芳郎の伝記である望月茂「小林芳郎翁」(昭和十五年)にも、彼が当時、一応明

法寮生徒の選に入つたことについての記述はみられない。

(74)(75) 「学校係書類」による。織田万「我が司法界の恩人」によると「木下広次先生たちの組と加太邦憲さんなどの組がそこに移つて往つた(南校あるいは開成学校から明法寮へ移つたという意味——手塚註)。この二組は表向きには明治九年の卒業となつてゐるやうだが、その間に一年の違いがあるさうである」(昭和九年六月二十二日・東京朝日新聞)と述べている。「木下広次」を「木下哲三郎」の間違いとすると、事実と一致する。

(76)(77) 註(22)に同じ。

(78) 「性法講義」・「明治文化全集」第一三卷(法律篇)・四六四頁。

(79) 前掲書・四七二頁。

(80)(81)(82) 前掲書・四六八頁——四六九頁。

(83) 明治十四年三月序文の校訂増補版(中正堂版)、明治十八年の司法省版再版もあり(前掲明治文化全集・風早八十二氏解題・三五頁)、また十三年十二月の博聞社版、十四年八月の大阪版もあるとのことである(小早川欣吾「旧民法編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて」・「統明治法制叢考」・昭和十七年・二八九頁)。

(84) この「商法講義」は、明治七年九月十七日から九年二月二十二日まで六十回の講義であるが、設例について説明する場合、聴講者と思われる人の名を借用している。例えば九年二月十七日の講義では、鶴田、黒川、岡内、玉乃の姓が利用されている(十四年版・四一六頁)。当時、玉乃世殿は大審院長代理(前掲百官履歴巻・下二二〇頁——二二二頁)、鶴田は司法大丞、黒川、岡内の正確な職名はわからないが、司法省関係者であることは間違いない。八年三月「官員録」によると、黒川誠一郎は明法大属(九四枚表)、岡内重俊は権大検事(九三枚裏)として在職し、さらに九年九月「官員録」

によると、黒川は司法少丞(八七枚表)、岡内は前と同じく権大検事である(九二枚裏)。とすると、この講義は、省内官員を集めて行われたもので、明法寮の生徒に対するものではなかつたとみていい。なお、大熊氏の前掲松下直美概蹟によると「明治七年……十月七日より商法会議開かれ、ブスケの通訳をなすこと亦例の如し」(筑紫史談第四七号・四四頁)とある。十月七日は第五回目の講義であるが(前掲商法講義・十四年版・三一頁)、それ以降、松下が通訳の一人として参加したという意味であろう。もちろん、同講義の翻訳者黒川もフランス留学帰りのこととて(藤田東一郎「西園寺公ら明治初年仏国留学生の総代入江文郎について」・書物展望第一〇巻一二号・昭和十五年・一五頁)、通訳の任に當つたものと思われる。

(85) 註(22)に同じ。

(86) 五年九月の定則によると、生徒一名の費用は、一ヵ月金十円(食費四円、帽子衣服靴等三元、小遣二円二十五銭、紙筆用品五十銭、洗濯費二十五銭)であり、七年十二月の改正でも合計は十円であるが、食費が四円五十銭、紙筆用品一円と増額された代りに、衣服費が二円に減額されている(「学校係書類」による)。明治七年当時、判任最下等の「十五等」官員の俸給が十二円であるから(七年月不詳「官員録」表三枚裏)、十円の費用はかなりの優遇であつたとみなければならぬ。

(87) 註(22)に同じ。「生徒取締」が「舎長」と改名されたのがめだつのみである。なお、註(37)および(42)・参照。

(88) 明治七年五月生徒掛何、五月二十四日司法省指令(「学校係書類」による)。この文書の生徒掛の下に「牧野」の捺印がある(註72・参照)。

(89) 明治七年七月生徒掛伺、七月十三日司法省指令(「学校係書類」による)。この文書の生徒掛の下に、「牧野」「亀田」の捺印がある。七月月不詳「官員録」によると、司法省十四等出仕に「亀田祐信」がいる(一〇〇枚裏)。八年三月「官員録」でも同様である(八八枚表)。とすると、亀田は明法寮の生徒掛ではなく、「亀田」印は、司法省本省の文書受領者としての捺印かも知れない(註72・参照)。

(90) 明治七年十二月生徒掛伺(「学校係書類」による)。この文書の生徒掛の下にも、「牧野」「亀田」の捺印がある(前註・参照)。なお、この文書には、司法省指令の記載がないので、単に稟議しただけで、実現しなかつたのかも知れない。

(91) 「学校係書類」による。

(92) 前掲司法沿革誌・二八頁。

(未完)